

民営化による影響等

1. 民営化により変わる事

- ・施設の設置、運営を行う団体が民間団体になり、私立保育所になります。
- ・名称が「干潟保育所」から「ひがた保育園」になる予定です。
- ・施設の運営費について、市の負担分に対して地方交付税が交付されていますが、その一部が国県補助金として交付されるようになります。
- ・施設を建て替える場合、民間事業者が直接建設を行うことになり、国から補助金が交付されるようになります。

2. 民営化しても変わらない事

- ・民営化しても児童福祉法に基づく「認可保育所」です。職員の配置基準や保育内容は変わりません。
- ・入園手続きについては、公立と私立で違いはありません。
- ・保育料について、計算の仕組みや徴収方法に変わりはありません。
- ・開所日や開所時間は基本的に変更ありません。

3. 施設の土地・建物等の取り扱いについて

- ・公立保育所を民営化しても、市の土地建物はこれまでと変わらず保育に使用され、当初の目的を損なうものではないことから、他の事例を参考に、土地については無償貸与、建物や備品については無償譲渡を予定しています。
- ・議会での説明後、学校法人旭鈴木学園と契約書の締結に向けて協議を進めます。